

敬老の日(9/19)・秋分の日(9/23) ごみ収集のお知らせ

問合せ クリーンセンター (☎89-4124)



収集日	もえるごみ	もえないごみ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
9/19 (月・祝)	収集します <月・木の区域>	収集を休みます この日が収集日の区域は、 9/22(木)に収集します	
9/23 (金・祝)	収集を休みます この日が収集日の区域は、9/27(火)に収集します		



家庭教育相談窓口を 開設しています!

市教育委員会は、社会教育スポーツ課内に、家庭教育に関する相談窓口を開設しています。



- *対象/小中学生の保護者
- *とき/月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～午後4時
- *内容/家庭教育指導員による家庭でのしつけや子育てに関する悩みなどの相談
- *相談方法/電話や面談 ※面談は事前に要予約
- *相談専用電話/☎47-8031

ハロウィンジャンボ宝くじ 9月21日から発売

ハロウィンジャンボ宝くじが、9月21日から10月21日まで発売されます。賞金額は1等と前後賞合わせて5億円です。

また、今年4月からインターネット専用全国自治宝くじ「クイックワン」が通年販売されています。ゲームにチャレンジすると、その場で当たりが分かるネット専用くじで、宝くじ公式サイトで、いつでも購入することができます。

こうした宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。

詳しくは、宝くじ公式サイトをご覧ください。



宝くじ
公式サイト

上・下水道使用の 開始と中止の連絡はお早めに

引越しなどで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です(井戸水による下水道使用も含む)。お早めに、「水道料金等お客様専用電話」へ連絡してください。

使用開始・中止する3営業日前から1か月前までであれば、インターネットで24時間申し込みが可能です。市HPのオンラインサービス「水道等開始・中止インターネット申し込み」からお申し込みください。

水道料金等
お客様専用電話
☎71-8848
(平日の8:30~18:00)

水道等の開始・中止 申込専用ページ



スマートフォン用



携帯電話用

運営/大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」

水道料金などのお支払いは口座振替が便利です!

「Web口座振替受付サービス」をご利用ください

水道料金などのお支払いは、口座振替が便利で安心です。市内金融機関窓口で申し込みができますので、ご利用ください。

現在、上・下水道を使用している人は、自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、口座振替の申し込みができます(一部金融機関を除く)。市HPのオンラインサービス「Web口座振替受付サービス」からお申し込みください。



申込ページ

最低賃金の改正 時間額は910円

岐阜労働局は、年齢や雇用形態に関係なく、県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を、時間額910円

に改正しました。10月1日から発効となります。

詳しくは、同局労働基準部賃金室(☎058-245-8104)へ。



新型コロナウイルス感染症の影響を受けて
令和4年度に新たに住民税が
非課税となった世帯などが対象

「臨時特別給付金」は 9月30日までに申請を

コロナ禍における生活・暮らしの支援として、令和4年度に新たに住民税が非課税となった世帯などを対象に、1世帯当たり10万円を支給する「臨時特別給付金」の申請を受け付けています。

申請期限が9月30日(金)となっていますので、対象になる世帯は期限内に手続きをお願いします。

詳しくは、市HPをご覧ください。か、社会福祉課臨時特別給付金グループ(☎47-5554 ※平日の午前8時30分～午後5時15分)へ。



市HP

①住民税非課税世帯 (給付額: 1世帯当たり10万円)

令和4年6月1日時点において、大垣市に住民票があり、世帯全員の令和4年度の住民税(均等割)が新たに非課税となった世帯

※すでに臨時特別給付金の支給を受けた世帯と同一の世帯や、同給付金の支給を受けた世帯の世帯主であった人を含む世帯は対象になりません

申請方法 対象と思われる世帯主へ申請書類(確認書)などを6月下旬以降に順次郵送してありますので、内容を確認して必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で9月30日(金)までに返送してください。

②家計急変世帯 (給付額: 1世帯当たり10万円)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税(均等割)が非課税となる世帯と同様の事情にあると認められる世帯

対象世帯

(住民税非課税相当の年間収入限度額の参考 ※詳細は市HPに)
▶単身または扶養親族がいない場合……………970,000円
▶配偶者・扶養親族(1人)を扶養している場合……………1,479,000円
▶配偶者・扶養親族(計2人)を扶養している場合……………1,899,999円
▶配偶者・扶養親族(計3人)を扶養している場合……………2,355,999円
▶配偶者・扶養親族(計4人)を扶養している場合……………2,815,999円
▶障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合……………2,043,999円

申請方法

9月30日(金)までに世帯主による申請が必要。申請書など(市HPからダウンロードまたは、市民会館3階などで配布)に必要な事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または、市民会館3階の申請窓口(平日の8:30~17:15開設)へ。

※①住民税非課税世帯または、②家計急変世帯に該当する世帯でも、その世帯全員が、住民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。また、対象世帯であっても、受給できるのは①または②のどちらか1回のみです